

和歌山県監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和4年11月15日
日高振興局	令和4年11月22日
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

日高振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 和歌山県東京事務所

タクシー乗車券交付簿（管理簿）について、所属長の承認を受けずに、券綴管理者の交代及びタクシー乗車券の引継ぎがなされていたので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局地域振興部

日高総合庁舎電話交換業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局健康福祉部

随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、

適正に処理されたい。

エ 日高振興局農林水産振興部

土地改良区の資格証明交付申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 日高振興局建設部

(ア) 樺山ダムゲート設備年次点検整備業務の変更契約の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 廃川敷地については、令和3年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

カ 県立南部高等学校

現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっていた。

b 現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。

キ 県立みはま支援学校

旅行命令において、自家用自動車等の使用の承認の基準を満たしていないにもかかわらず命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。